

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当支給事由消滅処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和元年 7 月 23 日付けで行った児童手当法（以下「法」という。）に基づく児童手当支給事由消滅処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法、不当を主張している。

本件処分通知書には、5 月に児童手当の受給資格が消滅したとあるが、通知を受け取ってから、提出期限（8 月 7 日）までに間に合うように急いで、夫に夫名義の預金口座を開設してもらうようにしたが、手続きに日にちがかかってしまった。口座開設後に夫名義で改めて児童手当の申請をしたにもかかわらず、9 月分からの支給になってしまった。

処分庁の担当職員（以下「担当者」という。）は、請求人の問合わせに対し、請求人名義の預金口座でも申請できると説明して

いたにもかかわらず、これを認めなかった。弁明書にあるとおり、せめて、口座記入部分は後日で良いと説明すべきだったのではないか。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

| 年 月 日 | 審 議 経 過 |
|-----------|------------------|
| 令和2年1月28日 | 諮問 |
| 令和2年3月17日 | 審議（第43回第4部会） |
| 令和2年5月26日 | 運営規程11条適用による書面審議 |

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項1号は、児童手当の支給要件について、支給要件児童（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（施設入所等児童を除く。以下「中学校修了前の児童」という。）又は中学校修了前の児童を含む2人以上の児童（施設入所等児童を除く。））を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。）であって、日本国内に住所を有するものに児童手当を支給するとしている。

そして、法4条3項は、同条1項1号の場合において、父及

び母並びに未成年後見人のうちいずれか二以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母又は未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす旨を規定している。

また、ここにいう「生計を維持する程度の高い者」について、「児童手当法の一部を改正する法律等の施行について」（平成24年3月31日付雇児発0331第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第2・1・(4)によれば、まず、父母等の所得の状況を考慮するが、住民票上の取扱い（父母どちらが世帯主になっているか）、健康保険の適用状況（父母のどちらが世帯主になっているか）及び住民税等の扶養親族の取扱い（父母のどちらの扶養親族になっているか）についても確認の上、諸事情を総合的に考慮して判断すべきであるとされている。

- (2) また、「生計を維持する程度の高い者」の判断について、「児童手当Q & A集」（平成25年9月30日付厚生労働省児童手当管理室）問2-1（答）によれば、父母等のうち「原則として所得の高い方が『生計を維持する程度の高い者』に該当することになります。」とされている。

なお、同問2-10（答）によれば、夫婦間等で受給者変更があった場合においては、「新たに受給資格者となるべき方（配偶者等）については、従前の受給者の消滅処分（注：5月31日をもって支給事由消滅）があったことを知った日の翌日から15日以内に請求を行えば、6月分から手当を支給する取扱いとします。」とされている。

上記の解釈ないし取扱いは、いずれも法4条3項を適用する際の指針として一定の基準を示すものであり、法の規定の趣旨

を逸脱することのない、合理的なものであると認められる。

- (3) さらに、法施行規則 4 条 1 項は、手当の受給者は、毎年 6 月 1 日から同月 30 日までの間に、その年の 6 月 1 日における状況を記載した届書（注：児童手当・特例給付現況届）を市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に提出しなければならないとし、また、同規則 7 条 1 項は、同受給者は、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに、届書（注：児童手当・特例給付受給事由消滅届）を市町村長に提出しなければならないとしている。

- (4) そして、「市町村における児童手当関係事務処理について」（平成 27 年 12 月 18 日付府子本 430 号内閣府子ども・子育て本部統括官通知。以下「統括官通知」という。）22 条によれば、上記(3)の児童手当の受給事由消滅届の提出がない場合においても、市町村長が、公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む。）によって児童手当等の支給事由が消滅したものと確認したときは、職権に基づいて前条の規定（注：受給事由消滅届の処理）の例（注：受給者台帳に消滅事由及び消滅年月日を記入し別に保管するとともに、受給者に児童手当・特例給付支給事由消滅通知書を送付するなど。）の例により処理するものとされている。

なお、統括官通知は、地方自治法 245 条の 4 に規定する技術的な助言に当たるものとされている。

2 本件処分について

- (1) 処分庁は、〇〇が発行した請求人の国民健康保険被保険者証の組合員氏名が〇〇さんであること（請求人は、同健康保険において〇〇さんの被扶養者であること。）、〇〇区の住民税の課税関係情報（〇〇区住民情報システム）により、請求人の所得額よりも〇〇さんの所得額の方が明らかに高いこと、また、

請求人世帯の世帯主は〇〇さんであること、を確認したことにより、請求人世帯における「生計を維持する程度の高い者」は、〇〇さんであると認めたことから、請求人については、本件手当の受給資格が喪失したものと判断し（本件処分）、請求人にこの旨通知したものと認められる。

なお、審理員が念のため、関係資料を確認したところ、平成29年の所得額としては、請求人が179万円余、〇〇さんが303万円余であり、平成30年の所得額としては、請求人が27万円余、〇〇さんが366万円余であるため、明らかに〇〇さんの所得額の方が高かったことが認められる。

- (2) さらに、処分庁の所管担当課長名による同日付の「受給者の変更について」（以下「本件別紙」という。）の記載によれば、処分庁としては、①請求人が〇〇さんの扶養になっていることが確認されたことから、受給者変更の必要があること、②請求人については、児童手当の支給事由が消滅していることから、本件処分通知書を送付したこと、③〇〇さんから、改めて、児童手当の認定請求手続を提出期限内にさせていただきたいこと、をそれぞれ知らせるとともに、④〇〇さんが認定請求手続を行うために必要な、児童手当認定請求書を併せて送付していることが認められる。
- (3) 以上のことから、処分庁が、本件手当について、請求人の受給資格が消滅したと判断し、同受給資格を消滅させた本件処分は、上記1の法令等の定めに従ってなされたものといえ、違法又は不当な点を認めることはできないものである。
- (4) ところで、本件処分通知書の理由の欄には、本件手当の消滅の理由として「受給者変更」とのみ記載され、必ずしも十分な記載とはいえないところである。しかしながら、処分庁は、請求人に対し、本件処分通知書とともに、添付資料として「受給

者の変更について」（本件別紙）を送付していることが認められる。

そうすると、仮に本件処分通知書の理由記載に不十分な点があったとしても、上記(2)のとおり、処分庁は、本件別紙により、本件処分の理由等を説明しているものと認められるため、その点は補われているものと解される。

- 3 請求人は、上記第3のことから、本件処分の違法、不当を主張している。

しかし、本件処分が違法、不当でないことは上記2のとおりである。

なお、処分庁が、〇〇さんから期限内に本件手当に係る認定請求を行うことを請求人に対し求めていたことも明らかであり、また、担当者が請求人が主張するような発言をしたことについてはこれを確認できる関係資料はなく、さらに、〇〇さんの認定請求が遅れた原因を処分庁に求めることができない以上、請求人の主張をもって本件処分の取消理由とすることはできない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙（略）